

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 7 年佐倉市条例第 17 号）
の制定

令和 7 年 5 月 15 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

専決第 2 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 17 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和 33 年佐倉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 6 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 18 項中「、第 32 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。